

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第3章の2 (略)</p> <p>第4章～第7章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</p> <p>第29条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(住宅における火災の予防の推進)</p> <p>第29条の7 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章の2 (略)</p> <p><u>第3章の3 林野火災の予防(第29条の8・第29条の9)</u></p> <p>第4章～第7章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</p> <p>第29条 火災に関する警報(<u>法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。</u>)が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(住宅における火災の予防の推進)</p> <p>第29条の7 (略)</p> <p><u>第3章の3 林野火災の予防</u> (<u>林野火災に関する注意報</u>)</p> <p><u>第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災(以下「林野火災」という。)の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。</u></p> <p><u>3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。</u></p>

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。